

# 徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン

令和元年10月策定〈令和2年1月実施〉

現在、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校へ求められる期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。

本市においても、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況にあり、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康で生き生きと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、教育委員会・学校・家庭・地域が一体となって、教職員の働き方改革に取り組むことが求められています。

そこで、徳島市教育委員会では、文部科学省が示した「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月）や徳島県教育委員会策定の「とくしまの学校における働き方改革プラン」（平成30年11月）を受け、「学校における働き方改革プラン」を策定することとしました。

本プランを踏まえ、業務の適正化と質的転換により、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備するとともに、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを推進していきます。

**目的** 教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、やりがいを持てる魅力的な職場環境を整備し、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる学校づくりをめざします。

## 推進のための5つの柱

- 1 勤務時間の管理と意識改革
- 2 業務改善の推進
- 3 外部人材等の活用
- 4 部活動の適正化
- 5 保護者・地域への理解促進



## 期待できる成果

- ◎ 子どもと向き合う時間の確保
- ◎ 子どもの指導と支援に専念できる環境づくり
- ◎ 学校教育の質の維持・向上

**目標** 時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロに  
時間外勤務が月45時間以内の教職員が全体の70%以上に

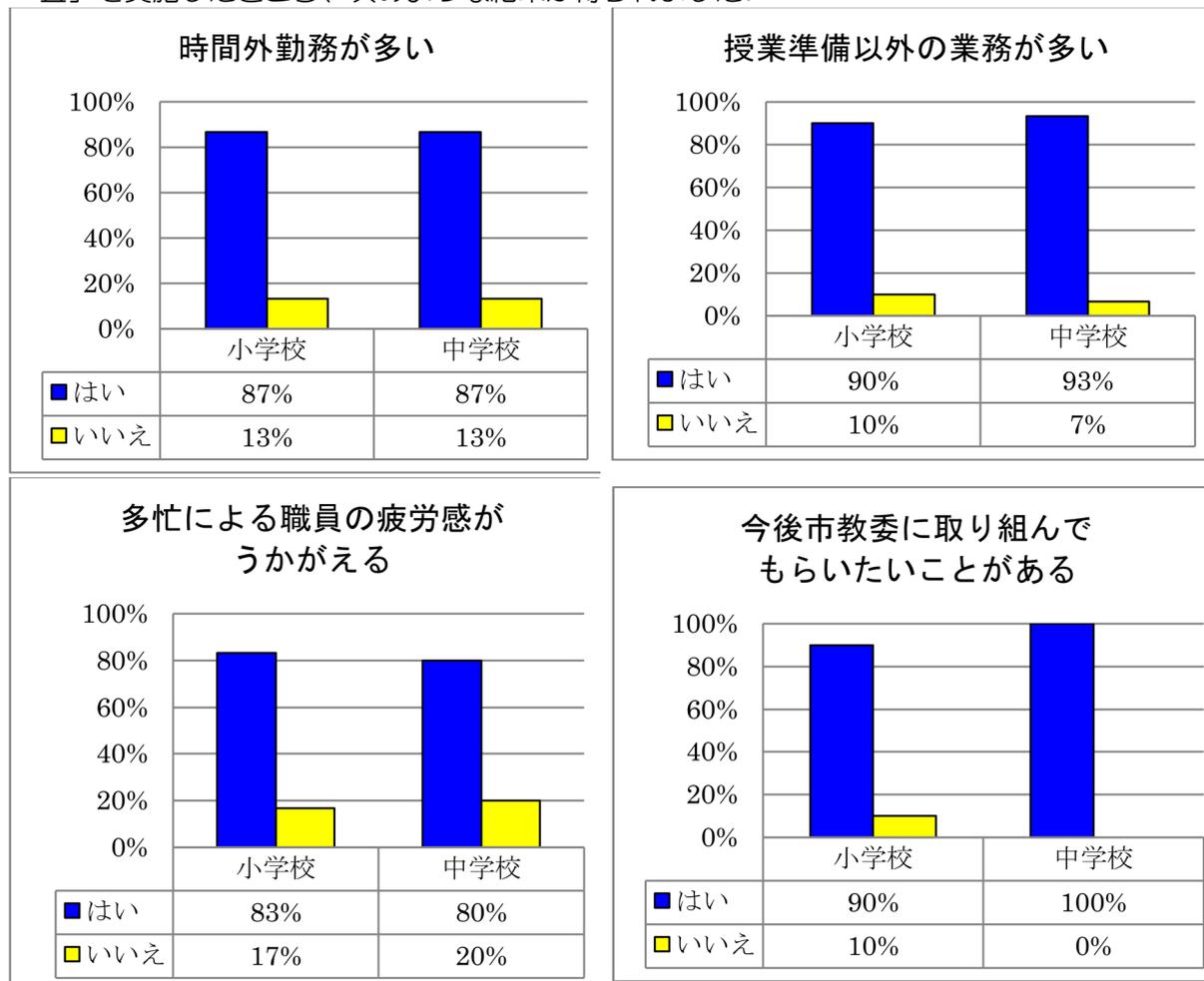
**期間** 本プランは、令和元年度～3年度までの3年間とし、年度ごとにその達成状況を検証し、内容の改善を図ります。

**対象** 徳島市立小・中学校の教職員を対象とします。  
\* 幼稚園・市立高等学校も本プランを適用し、それぞれの実態に応じて取組を推進します。

## 徳島市の現状

平成28年度の国の「教員勤務実態調査」において、小学校は約34%、中学校は約58%の教員が、長時間勤務（月80時間を超える時間外勤務）である厳しい実態が、改めて明らかとなりました。本市においても、時間外勤務の状況を調査したところ、国の調査とほぼ同様の状況であり、看過できない実態があります。

また、平成29年12月に管内すべての小中学校45校に「働き方改革に向けたアンケート調査」を実施したところ、次のような結果が得られました。



### 《市教委に取り組んでほしいこと》（一部掲載）

- ・ 夏季休業中における一定期間（お盆休みなど）の学校閉庁日の設定
- ・ 教職員が自分のパソコンで出退時刻を入力したら、自動的に管理職が全教職員の勤務状況を把握できるシステムの導入
- ・ 「ノー残業デー」等の市一斉実施とそれに向けた広報と周知
- ・ 放課後の時間、年休取得の促進。学校行事や業務、研修等はスクラップ&ビルド
- ・ 校務の電子化を図り、ペーパーレス化
- ・ 18：00で業務終了の案内。週休日、休日の留守番電話導入
- ・ 学習支援員、生徒指導支援員、学校事務支援員、ICT支援員等の配置
- ・ 市教委名での保護者、地域への文書通知による理解、協力の要請
- ・ 部活動指導員制度の確立と人材確保 など

# 1 勤務時間の管理と意識改革

## □ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して、効率的に業務を進めることができるよう原則として、次のように目標とする最終退校時刻を設定します。

○小学校・・・午後6時      ○中学校・・・午後7時

※緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

## □ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

夏季休業期間中に、年休等の積極的な休暇取得を促進するため、令和2年度より「学校閉庁日」を設けます。期間は、毎年8月12日～15日を基本とし、日直を置かず、対外的な業務（電話対応等）を行わないものとします。また、原則として、児童生徒を登校させず、部活動は休養日とします。ただし、勤務日の扱いとなるため、閉庁期間中の勤務を禁ずるものではありません。

## □ ICTを活用した勤務時間管理の導入・整備

令和3年度より、グループウェアを活用した集計システムの構築を進めていきます。このシステムを活用することで、毎日の出勤時刻や退勤時刻が自動的に記録されるとともに、学校で集約する場合も簡易な手続きで行われることから、学校事務業務の軽減も期待されます。

## □ 週1回以上のノー残業デー（教職員定時退校日）の実施

残業せず退校する日を週1回以上、各学校や各個人で設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを整え、教職員が健康で効率的に業務に取り組むことができる職場環境づくりを進めます。

## □ 「月別長時間勤務状況調査」により実態把握

文部科学省が公表した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日策定）に基づいた、「月別長時間勤務状況調査」を実施しています。この調査結果から、各校の勤務実態や、働き方改革の取組の進捗状況を把握し、フォローアップ等の方策を講じていきます。

## 2 業務改善の推進

### □ 県下統一した「統合型校務支援システム」の導入

管内すべての小・中学校に、令和3年度から「統合型校務支援システム」を導入し、業務の効率化と児童生徒一人一人に向き合う時間の確保により、教育の質の向上を図ります。

「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）、保健（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍、学校事務等の機能を統合したシステムのことであり、「手書き」・「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効です。

### □ 市教委主催の研修や学校への調査・照会の精選

市教委主催で実施している研修や会議、学校への調査・照会・回答を求めた文書等について、業務改善の視点から見直しや有効性の検証を行い、引き続き精選と改善に努めています。

特に、市教委主催の研修や会議については、各課（室・所）で20%削減します。

### □ 教育用 ICT 機器の環境整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るために、児童生徒が学習に活用できる教育用パソコンや電子黒板・タブレット等を整備し、教職員が多様な学習に柔軟に対応でき、教材等を容易にかつ効率的に準備・活用できるよう環境整備に努めています。

### □ 電話対応時間帯の設定

令和2年1月より、勤務時間の適正化を図るため、学校の勤務時間外に電話対応する時間帯を設定します。令和元年10月～12月を周知期間とし、保護者や地域の理解と協力を得られるよう努めていきます。

#### 【電話対応時間帯】

- ◇平日（月～金）

小学校：	午前7時30分から午後6時まで
中学校：	午前7時30分から午後7時まで
- ◇長期休業期間中    小・中：午前8時30分から午後4時30分まで

※土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・学校閉庁日（8/12～8/15）は除きます。ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。  
※教職員の勤務時間終了後、電話対応時間帯の前に全教職員が退勤する場合もあります。

### 3 外部人材等の活用

#### □ 専門スタッフの配置促進

徳島市教育委員会では、学習指導をはじめ、生徒指導や特別支援教育等の充実のために、個に応じた支援を行う学校支援助教員や心理福祉等の専門家等、専門スタッフやボランティアを配置・派遣しています。

また、複雑化・多様化する学校現場の様々な問題について、教職員が抱え込むことのないよう、チームとして課題解決に取り組み、専門スタッフ等と連携・協働する体制「チームとしての学校」の整備を図ります。

#### 《配置・派遣している専門スタッフ》(予定)

- ・学校支援助教員(小・中学校)
- ・学校支援ボランティア(小・中学校)
- ・スクールカウンセラー(中学校、拠点校方式で小学校)
- ・スクールソーシャルワーカー(小・中学校)
- ・教育相談員(小・中学校)
- ・外国語教育サポーター(小学校)
- ・外国語指導助手(ALT)(小・中学校)
- ・学習支援ボランティア(小・中学校)
- ・学校司書ボランティア(小・中学校)
- ・スクールサポートスタッフ(小・中学校)

#### □ 地域人材等の積極的な活用

教職員の負担軽減のために、学校の実態や課題に応じた、多様な地域人材等の参画が必要とされています。地域人材等を活用した「学校支援ボランティア」への登録・派遣を促進し、外部人材の確保に努めます。登下校時の見守り活動や、放課後等の校区内の見回り活動、清掃活動や調理実習の補助など、地域人材等の積極的な活用を推進します。

#### □ 部活動指導員の配置促進

国及び県の「部活動指導員配置促進事業」を活用して、部活動指導員の配置促進に努めます。部活動顧問教員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究等に係る時間を確保するとともに、専門外教員の心理的負担や業務負担の軽減を図ります。また、部活動指導員の専門性を生かした指導により、部活動の質的な向上を図っていきます。

## 4 部活動の適正化

### □ 「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」の策定と推進

平成30年5月、県の「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、市の「運動部活動の方針」を策定し、令和元年5月、県の「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、市の「文化部活動の方針」を策定しました。さらに、管内すべての中学校において、「学校の部活動に係る活動方針」の策定とホームページ等による公表が行われています。

教職員の勤務負担の軽減だけでなく、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点から、部活動の休養日を拡大していく必要があります。方針の中にある「適切な休養日等の設定」、「活動時間の設定」等の周知徹底に努め、各中学校での完全実施に向けて、部活動の適正化をさらに推進していきます。

#### 方針の主な内容

##### 【適切な休養日等の設定】

- ・学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・長期休業日中について学期中の休養日に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

##### 【活動時間の設定】

- ・1日の練習時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・早朝練習については、放課後の練習が充分確保できる場合は、原則として行わないこととする。

##### 【指導・運営に係る体制の構築】

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

### □ 各連盟や各競技団体等との連携・協力

学校の運動部及び文化部が参加する大会等については、県や他市町村と連携をとりながら、生徒や顧問の過度の負担とならないよう大会数や運営方法の見直しなど、協力を依頼していきます。

## 5 保護者・地域への理解促進

### □ 保護者・地域に向けて積極的な情報発信

国や県から発信された通知やメッセージを踏まえ、保護者・地域に理解促進及び協力を得るための啓発用チラシ等を作成・配布します。

また、広報紙・ホームページ等において、学校閉庁日の設定や電話対応時間帯の設定など、働き方改革に関する取組を紹介し、保護者・地域に改革の重要性や方向性について、理解と協力が得られるよう周知に努めます。

#### 【参考文献】

- 「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月：文部科学省）
- 「とくしまの学校における働き方改革プラン」（平成30年11月策定：徳島県教育委員会）
- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月策定：文部科学省）
- 「運動部活動の方針」（平成30年5月策定：徳島市教育委員会）
- 「文化部活動の方針」（令和元年5月策定：徳島市教育委員会）